鳥獣被害防止総合対策交付金　整備事業実施要領

（趣旨）

第1条　鳥獣被害防止総合対策交付金による整備事業の実施については、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日付け3農振第2333号農林水産事務次官依命通知）及び鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）並びに島根県鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱（平成22年4月23日付け森第59号）及びに定めるところによるもののほか、この要領の定めるところによる。

　（事業の内容）

第2条　侵入防止柵の設置等による被害防除を総合的かつ計画的に実施する事業と

する。

1. 侵入防止柵の区分について

「新規整備」、「再編整備」とし、地域における農林水産業等に係る鳥獣被害を軽減するために必要な被害防止施設（受電施設を除く。）及び被害を及ぼす鳥獣を捕獲するために必要な箱わな等の捕獲施設（被害防止施設と一体的に整備する。）を整備するものとし、地域内で被害防除を総合的に取組みかつ広域的な侵入防止柵の設置計画を策定するものとする。なお、侵入防止柵の整備に当たっては、以下のアからウまでの規定を順守しなければならないものとする。

ア　侵入防止柵の整備においては、隣接地の地形（傾斜及び高低差）、樹木の繁茂

状況を考慮し、被害防除効果を低下させる要因である対象鳥獣の特性による侵

入（飛び越えによる侵入、樹木を介した侵入）を防止することが可能な離隔を

確保した設置位置とする。

イ　箱わな等の捕獲機材又はその他の被害を及ぼす鳥獣の効率的な捕獲に資す

る捕獲機材を一体的に整備することとする。

ウ　電気柵を整備する場合は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）等関係

法令を遵守し、正しく設置することとする。 具体的には、危険である旨の表

示、電気柵用電源装置の使用、漏電遮断器の設置（30 ボルト以上の電源から

電気を供給する場合）、開閉器（スイッチ）の設置等を行い、安全を確保する

こととする。

1. 侵入防止柵設置後の鳥獣被害の状況の把握並びに侵入防止柵の設置及び維持

管理について

鳥獣被害防止総合対策交付金における侵入防止柵の設置等に係る指導の徹底

について（平成 30 年１月 12 日付 け 29 農振第 1705 号農林水産省農村振興

局長通知）を踏まえ、適切に行うものとする。

2　本事業に係る採択要件は、次のとおりとする。

ア 防護柵設置の対象となる集落内の農用地が30a以上であり、過去1年以内

に農作物に被害が発生し、被害状況が確認できること（遊休農地を除く。）

イ 地域ぐるみで鳥獣被害防止対策に取り組み、浜田市有害鳥獣捕獲対策協議

会会長（以下「会長」という。）より、鳥獣被害防止モデル集落の認定を受け

ること。

ウ　侵入防止柵を新規整備する場合は、野生鳥獣の生息域拡大を見据え、個々

の農用地毎に囲うのではなく、集落内の農用地を広域的に囲い、効率的・効

果的な整備を実施するものとする。

エ 既設柵を再編整備する場合に当たっても、周辺環境の変化を踏まえ、集落

を広域的に囲う形で再編するなど、効率的・効果的な整備を実施するものと

する。

オ 野生鳥獣を引き付ける農作物残渣を放置しないことやほ場環境を維持する

こと等、鳥獣被害の発生要因を減らす集落環境管理を行うものとする。

（費用対効果分析）

第3条　会長は、事業実施者による「農作物被害状況報告」に基づき、鳥獣被害防

止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について（平成20年3月31日付

け19生産第9426 農林水産省生産局長通知）により、整備する施設等の導入効果に

ついて、「全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること」を採択要

件とされているため、費用対効果分析を実施し、投資効果等を十分に検討するもの

とする。

（事業の実施手続）

第4条　事業実施者は、事業実施の前年度において、事業実施要望書（様式第1号）

を第2項に定めた「農作物被害状況報告及び被害ゼロに向けた実施計画（別記1）」

及び整備事業被害状況報告書（被害状況現況写真及び位置図添付）（別記

2）を会長に提出するものとする。

2　事業実施者は、事業実施年度において、鳥獣による農林水産業等に係る被害の現

状及び課題、被害軽減目標並びに被害対策の具体的な取組方針について定めた「農

作物被害状況報告及び被害ゼロに向けた実施計画（別記1）」を作成するものとし、

整備事業被害状況報告書（被害状況現況写真及び位置図添付）（別記2）

を添付した上で、事業実施申請書（様式第2号）を会長に提出するものとする。

　（事業の着手）

第5条　事業の着手は、原則として、鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定に基づ

き、協議会が侵入防止柵の資材を事業実施者に提供したうえで、行うものとす

る。

（業務委託契約の締結）

第6条　会長及び事業実施者は、前項の侵入防止柵の資材の提供受けた後、浜田市

鳥獣被害防止総合対策交付金事業に係る業務委託契約書を締結するものとする。

　（設置完了検査）

第7条　事業実施者は、提供を受けた侵入防護柵の資材を翌年1月末までに設置作

業を完了しなければならない。

2　会長は、設置完了の報告を受けた後、速やかに完了検査を行うものとする。な

お、適切な設置方法がなされていない場合は、改善措置を講じるよう指導しなけれ

ばならない。また、3月上旬に実施される県検査までに改善措置を検査しなければ

ならない。

　（管理運営）

第8条　事業実施者は、本事業により整備した施設等について、管理委託契約に基

づき常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即し

て最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

2　会長は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施者に対し、施設の適正な

管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、被害発生状況及び事業効果

の把握に努めるものとする。

　（事業名等の表示）

第9条　事業実施者は、本事業により整備した施設等に、事業名を表示するものと

する。

（事業実施の報告）

第10条　事業実施者は、管理委託期間中において、年に1回、本事業の管理運営状

　況について、会長に報告しなければならない。

2　会長は、前項の報告を受けた場合には、鳥獣被害防止総合対策交付金における侵

入防止柵の設置等に係る指導の徹底について（平成 30 年１月12日付け 29農振第

1705号農林水産省農村振興局長通知）を踏まえ、その内容について検討し、「農作

物被害状況報告及び被害ゼロに向けた実施計画（別紙1）」に定められた目標の達成

が見込まれないと判断したときは、当該事業実施者に対して必要な指導を行うもの

とする。

3　会長は、前々項及び前項について、必要に応じて、島根県に報告するものとする。

　（その他）

第11条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この要領は、令和7年2月1日から施行する。

（様式第1号）第4条第1項関係

令和　　年　　　月　　日

浜田市有害鳥獣捕獲対策協議会

　会長　　久佐　敦史　　様

団　体　名

代表者住所

代表者氏名

連絡先（TEL）　　　―　　　　―

事　業　実　施　要　望　書

　令和　年度において、集落ぐるみで鳥獣被害防止対策の取組みの一環として、下記のとおり鳥獣被害防止総合対策事業（整備事業）防護柵設置に係る資材の提供を要望します。

　また、提供を受けた資材については、申請者において設置し、定期的に点検及び補修を行い、適切に維持管理すること及び被害を削減する取り組みを行うことに同意します。

　なお、万が一、提供を受けた資材の数量が設置の際、不足することが判明した場合は、申請者において資材を購入し、設置計画とおりに実施することを承諾します。

記

1. 事業の内容及び事業費
   1. 事業種目及び数量

□ワイヤーメッシュ　　　　　　　　　ｍ【　　　セット】

※ﾜｲﾔｰﾒｯｼｭ規格＝幅2ｍ×高さ1.5ｍ

※1ｾｯﾄ＝ﾜｲﾔｰﾒｯｼｭ1枚・鉄筋柱1本（1.5ｍ）・結束線1ｍ

□電気牧柵（2段張）　本体　　　基／棚線　　　　ｍ【　　セット】

※1セット＝棚線2ｍ+支柱1本+固定具2個

⑵設置延長　　　　　　　　　　　　　　ｍ

⑶設置場所　　　　　　　浜田市　　　　町

⑷受益戸数　　　　　　　　　　　　　　戸

1. 受益面積　　　　　　　　　　　　　　㎡

2　添付書類（必須）

* + 1. 設置計画平面図
    2. 農作物被害状況報告及び被害ゼロに向けた実施計画
    3. 整備事業地区被害状況報告書（被害状況現況写真及び位置図添付）

（様式第2号）第4条第2項関係

令和　　年　　　月　　日

浜田市有害鳥獣捕獲対策協議会

　会長　　久佐　敦史　　様

団　体　名

代表者住所

代表者氏名

連絡先（TEL）　　　―　　　　―

事　業　実　施　申　請　書

　令和　年度において、集落ぐるみで鳥獣被害防止対策の取組みの一環として、下記のとおり鳥獣被害防止総合対策事業（整備事業）防護柵設置に係る資材の提供を要望します。

　また、提供を受けた資材については、申請者において設置し、定期的に点検及び補修を行い、適切に維持管理すること及び被害を削減する取り組みを行うことに同意します。

　なお、万が一、提供を受けた資材の数量が設置の際、不足することが判明した場合は、申請者において資材を購入し、設置計画とおりに実施することを承諾します。

記

1. 事業の内容及び事業費
   1. 事業種目及び数量

□ワイヤーメッシュ　　　　　　　　　ｍ【　　　セット】

※ﾜｲﾔｰﾒｯｼｭ規格＝幅2ｍ×高さ1.5ｍ

※1ｾｯﾄ＝ﾜｲﾔｰﾒｯｼｭ1枚・鉄筋柱1本（1.5ｍ）・結束線1ｍ

□電気牧柵（2段張）　本体　　　基／棚線　　　　ｍ【　　セット】

※1セット＝棚線2ｍ+支柱1本+固定具2個

⑵設置延長　　　　　　　　　　　　　　ｍ

⑶設置場所　　　　　　　浜田市　　　　町

⑷受益戸数　　　　　　　　　　　　　　戸

⑸受益面積　　　　　　　　　　　　　　㎡

2　添付書類（必須）

* + 1. 設置計画平面図
    2. 農作物被害状況報告及び被害ゼロに向けた実施計画
    3. 整備事業地区被害状況報告書（被害状況現況写真及び位置図添付）

農作物被害状況報告及び被害ゼロに向けた実施計画

別記1

1　地域の概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 市町村 |  | 事業実施主体 |  |
| 取組地域 | 〇〇地域 | 取組主体 | ▲▲自治会 |
| 代表者名 | ■■　◇◇ | 代表者連絡先 | 000-0000-0000 |
| 取組戸数 | １０戸 | | |
| 維持管理研修 | | 実施済（〇月◇日）　実施予定（〇月頃予定） | |

地域の位置図と計画図を添付、研修状況を添付（実施予定の場合は実績報告時に提出）

2　被害の状況（被害作物、被害獣種、被害内容、被害面積、被害金額等）

|  |
| --- |
|  |

　　　別記2「整備事業地区被害状況報告書、被害状況写真等添付」参照

3　整備事業概要（対象鳥獣、事業内容、事業量等）

|  |
| --- |
| 実施計画の内容を記載  対象鳥獣  防護柵種類  事業量　　ﾜｲﾔｰﾒｯｼｭ柵　　ｍ |

　　計画図に罠の位置や環境整備地域等記載

4　地域ぐるみによる具体的取組内容（集落環境整備、親友防護、有害捕獲、獣害対策研修等）

|  |
| --- |
| 取組みの内容を具体的に記載 |

5　年間活動計画

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 時期 | 集落環境整備 | 侵入防護 | 有害捕獲 | 獣害対策研修 | その他 |
| 通年 |  |  |  |  |  |
| 4月 |  |  |  |  |  |
| 5月 |  |  |  |  |  |
| 6月 |  |  |  |  |  |
| 7月 |  |  |  |  |  |
| 8月 |  |  |  |  |  |
| 9月 |  |  |  |  |  |
| 10月 |  |  |  |  |  |
| 11月 |  |  |  |  |  |
| 12月 |  |  |  |  |  |
| 1月 |  |  |  |  |  |
| 2月 |  |  |  |  |  |
| 3月 |  |  |  |  |  |
| 備考 |  |  |  |  |  |

6　役割分担

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 役割 | 氏　名 | 主な役割 | 備　考 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

整備事業　被害状況報告書（被害状況現況写真及び位置図添付）

別記2

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 地図  圃場番号 | 番地 | 耕作者 | 作付面積  （a） | 被害面積（a） | 被害収量（kg） | 作物種 |
| 1 | ○○849-5 | ○○○○ | 72.7 |  |  | 水稲 |
| 2 | ○○842-2 | ○○○○ | 15.3 |  |  | 水稲 |
| 3 | ○○1433-3 | ○○○○ | 10.8 |  |  | 水稲 |
| 4 | ○○648-4 | ○○○○ | 14.4 |  |  | 水稲 |
| 5 | ○○517-15 | ○○○○ | 12.0 |  |  | 水稲 |
| 6 | ○○842-1 | ○○○○ | 35.0 |  |  | そば |
| 7 | ○○1430-5 | ○○○○ | 20.0 |  |  | そば |
| 8 | ○○837-11 | ○○○○ | 24.1 |  |  | そば |
| 9 | ○○837-13 | ○○○○ | 19.7 |  |  | そば |
| 10 |  |  |  |  |  |  |
| 11 |  |  |  |  |  |  |
| 12 |  |  |  |  |  |  |
| 13 |  |  |  |  |  |  |
| 14 |  |  |  |  |  |  |
| 15 |  |  |  |  |  |  |
| 16 |  |  |  |  |  |  |
| 17 |  |  |  |  |  |  |
| 18 |  |  |  |  |  |  |
| 19 |  |  |  |  |  |  |
| 20 |  |  |  |  |  |  |
| 21 |  |  |  |  |  |  |
| 22 |  |  |  |  |  |  |
| 23 |  |  |  |  |  |  |
| 24 |  |  |  |  |  |  |
| 25 |  |  |  |  |  |  |
| 26 |  |  |  |  |  |  |
| 27 |  |  |  |  |  |  |
| 28 |  |  |  |  |  |  |
| 29 |  |  |  |  |  |  |
| 30 |  |  |  |  |  |  |
|  |  | 合計 |  |  |  |  |